

○衛生上必要な措置基準

項目	基準
清潔の確保	皮膚に接する布片及び器具は、清潔に保つこと。(法 9 (8) 条 1 号)
消毒を要する器具等	<p><b>【消毒を要する器具】</b></p> <p>1 皮膚に接する布片</p> <p>2 皮膚に接する器具 (クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけとり、かみそり等)</p> <p>※皮膚に接する布片は客 1 名ごとにこれを取り替え、皮膚に接する器具は客 1 名ごとにこれを消毒すること。(法 9 (8) 条 2 号)</p> <p><b>【消毒方法 (施行規則 25 条)】</b></p> <p>1 かみそり (頭髮切断専用のもを除く。) 及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの (疑いのあるものを含む。)</p> <p>① 煮沸消毒 (沸騰後、2 分間以上煮沸)</p> <p>② エタノール消毒 (76.9~81.4%水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>③ 次亜塩素酸ナトリウム消毒 (0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>2 1 記載以外の器具</p> <p>① 紫外線消毒 (85<math>\mu</math>W 以上/cm<sup>2</sup>, 20 分間以上照射する。)</p> <p>② 煮沸消毒 (沸騰後、2 分間以上煮沸)</p> <p>③ 蒸気消毒 (80℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせる。)</p> <p>④ エタノール消毒 (76.9~81.4%水溶液に 10 分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。)</p> <p>⑤ 次亜塩素酸ナトリウム消毒 (0.01%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>⑥ 逆性石鹼消毒 (0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>⑦ グルコン酸クロルヘキシジン消毒 (0.05%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p> <p>⑧ 両性界面活性剤消毒 (0.1%以上の水溶液に 10 分間以上浸す。)</p>
作業着	洗淨済の作業衣を着用すること。(条例 3 条 1 号)
手指消毒	手指の爪は常に短くし、客 1 人ごとに手指を消毒すること。(条例 3 条 2 号)
顔そり用 (理容) 毛そり用 (美容) 石けん液	客 1 人ごとに新しいものに取り替えること。(条例 3 条 3 号)
その他	衛生上有害となるおそれのない医薬品、化粧品その他これに類するものを使用すること。(条例 3 条 4 号)

法：理・美容師法  
 施行規則：理・美容師法施行規則  
 条例：理・美容師法施行条例